

南丹教育局京都丹波人材育成アドバイザー設置要項

令和 7 年 4 月 1 日
京都府南丹教育局長定め

1 目的

この要項は、京都府南丹教育局に設置する京都丹波人材育成アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

2 組織・構成

- (1) 高い専門性と豊富な教職経験等を有する退職（役職定年を含む。）の校長、副校長及び教頭をアドバイザーとして南丹教育局に配置し、南丹教育局京都丹波人材育成アドバイザーチームを組織する。
- (2) アドバイザーの中から、総括アドバイザーを置くことができる。
- (3) 総括アドバイザーは、上司の命を受けてアドバイザーチームの事務を総括する。
- (4) 南丹教育局学務課において、アドバイザーチームの事務処理全般を管理する。

3 身分及び任用期間

京都府公立学校暫定再任用教職員等の例による。ただし、任用期間は更新することができる。

4 業務内容

アドバイザーは、教職員の資質向上を総合的に図るため、南丹教育局長の命を受け、南丹教育局並びに管内市町教育委員会及び小・中・義務教育学校長と連携し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 教職員の資質向上及び指導力向上に関すること。
- (2) 学級経営、学習指導、生徒指導、保護者対応及び特別支援教育などにおける指導支援に関すること。
- (3) OJTや校内研修の活性化に向けての支援に関すること。
- (4) 学校管理職の組織マネジメント力向上に関すること。
- (5) 優れた教育実践などの取組の普及と伝搬に関すること。
- (6) 講師を含む若手教職員への指導助言、悩み相談及び研修会の企画、実施に関すること。
- (7) 京都府総合教育センター（以下「センター」という。）に配置の教師力向上アドバイザーとの連携に関すること。
- (8) その他人材育成に関して南丹教育局長が必要と認めた業務

5 初任者研修等との連携

アドバイザーは、センター等における初任者研修等と連携するものとする。

6 その他

この要項で定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は南丹教育局長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。